

平成24年第2回(6月)

篠栗町議会定例会

6月15日(採決)

平成24年 第2回 定例会 会議録

日時 平成24年6月15日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長谷 武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦 正	副町長	藤 和義
教育長	郡嶋 正弘	総務課長	城戸 清壽
財政課長	中山 博之	会計課長	高木 美奈子
まちづくり課長	城戸 安行	税務課長補佐	久芳 良行
住民課長	藤 佳光	国保健康課長	石内 清之
福祉環境課長	小南 満代	こども育成課長	松尾 耕志
栗の子保育園長	宮石 満	産業観光課長	三明 祐治
建設課長	藤 博文	上下水道課長	安河内 正邦
学校教育課長	松田 秀幹	社会教育課長	阿部 正博

出席した議会事務局職員

局長 清原 真也 主事 高濱 守央

開会 午前 10 時 00 分

○議長（今泉正敏君） おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

なお、執行部では吉村税務課長が病欠のため、久芳課長補佐が代理出席しております。

本日の日程に入ります前に、6月11日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため最終日まで時間をいただいておりましたので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、質問議員と協議の上、一部文言の取り消しと字句等の訂正を行っております。御協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりでございます。

それでは、日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第23号、専決処分の承認を求めるについて（専決第2号）
〔篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤百合子君） おはようございます。御報告いたします。

議案第23号

専決処分の承認を求めるについて（専決第2号）

〔篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

改正の概要としては、東日本大震災の被災者等の負担軽減を図るため、国民健康保険税の所得割を賦課する場合において、震災特例法に規定する被災居住用財産敷地を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例となる譲渡期限を3年から7年に延長する特例を適用するものであります。

なお、本条例は、平成24年4月1日から施行され、改正後の篠栗町国民健康保険税条例の規定は、平成24年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、

平成23年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

終わります。

○議長（今泉正敏君）　ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案を委員長報告のとおり承認することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君）　全員賛成と認めます。

よって、議案第23号は、委員長の報告のとおり承認することに決定しました。

日程第2、議案第24号、専決処分の承認を求めるについて（専決第3号）

〔篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について〕を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員長（松田國守君）　おはようございます。報告いたします。

議案第24号

専決処分の承認を求めるについて（専決第3号）

〔篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について〕

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、篠栗町税条例の一部を改正する条例について専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

改正の主なものとして、一つ目は、年金所得者の寡婦（寡夫）控除に係る申告手続の簡素化が行われました。扶養親族等申告書及び公的年金支払報告書それぞれに寡婦（寡夫）を記載することにより、年金所得者が町に対して行っていた寡婦（寡夫）の申請手續を省くことができるようになりました。

二つ目は、固定資産税等の課税標準の特例の改正で、公共下水道を使用する者が設置した除害施設で市町村の条例で定める割合が4分の3に、特定都市河川浸水被

害対策法に規定する対策工事により設置された雨水貯留浸透施設で、市町村の条例で定める割合が3分の2に定められました。

23年度までの特例適用年度が26年度までに延長されました。

特定移行一般社団法人等が設置する幼稚園・図書館・博物館の非課税制度新設に伴う当該法人該当届け出義務が定められました。

最後に、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長特例制度で、租税特別措置法に規定する災害に遭った敷地を譲渡する場合の譲渡期限の特例「3年」を震災特例法により「7年」に読みかえることとして新設されております。

なお、本条例は、平成24年4月1日から施行され、第36条の2第1項ただし書きの改正規定及び次条第1項の規定は、平成26年1月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上で終わります。

○議長（今泉正敏君）　ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案を委員長報告のとおり承認することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君）　全員賛成と認めます。

よって、議案第24号は、委員長の報告のとおり承認することに決定しました。

日程第3、議案第25号、専決処分の承認を求めるについて（専決第4号）
〔平成24年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について〕を議題
といたします。

本案は、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

大楠委員長。

○予算審査特別委員会委員長（大楠英志君）　報告します。

議案第25号

専決処分の承認を求めるについて（専決第4号）

[平成24年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について]

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

補正予算の内容は、国民健康保険税の収入不足等により、平成23年度の国民健康保険特別会計予算に歳入不足が生じたことに伴い、平成24年度の歳入を繰り上げて措置するため、前年度繰上充用金5,000万円を追加補正するものであります。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において慎重な審査がなされていますので、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

○議長（今泉正敏君）　ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案を委員長報告のとおり承認することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君）　全員賛成と認めます。

よって、議案第25号は、委員長の報告のとおり承認することに決定しました。

日程第4、議案第26号、外国人住民に係る住民基本台帳制度への移行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤百合子君）

議案第26号

外国人住民に係る住民基本台帳制度への移行等に伴う関係

条例の整備に関する条例の制定について

本議案は、平成21年7月15日、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）が公布され、施行年月日を公布の日から起算して3年を超えない範囲内で定める日とされ、その施行日が平成24年7月9日となつたことに伴い所要の規定を整備するため、関係条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、外国人住民のほうも住民基本台帳法の適用範囲に加えることとなりましたので、関係条例中の「外国人・外国人登録等々」の表記を削除するものです。

なお、本条例は、平成24年7月9日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君）　ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本件に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君）　全員賛成と認めます。

よって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第27号、篠栗町立幼稚園の授業料等の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤百合子君）

議案第27号

篠栗町立幼稚園の授業料等の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、平成22年度税制改正に伴い年少扶養控除が廃止されたことに伴い、現行制度において個人住民税と連動している町立幼稚園の授業料減免の判定に影響が生じるため、当該条例の一部を改正する条例について議会の議決を求められたものであります。

主な改正内容は、町立幼稚園の授業料減免の判定について、従前は町民税の所得割課税の額が1万円以下となる世帯について対象としておりましたが、年少扶養控除が廃止されたことにより必然的に町民税の所得割課税の額がふえるために、判定に当たっては、廃止された年少扶養控除額を考慮して、保護者の負担が変わらないようにするため当該条例の一部を改正するものです。

なお、本条例は公布の日から施行し、改正後の篠栗町立幼稚園の授業料等の減免に関する条例の規定は、平成24年4月1日から適用されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

終わります。

○議長（今泉正敏君）　ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君）　全員賛成と認めます。

よって、議案第27号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第28号、工事請負契約の締結について（篠栗町社会体育館改修工事）を議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤百合子君）　報告します。

議案第28号

工事請負契約の締結について

本議案は、平成24年度篠栗町社会体育館改修工事について、次のように契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求められたものであります。

1. 契約の目的 篠栗町社会体育館改修工事
2. 契約の方法 指名競争入札
3. 契約金額 5,166万円
4. 契約の相手方 福岡市博多区博多駅南1丁目14番8号

株式会社淺沼組九州支店

執行役員支店長 田島茂文

当委員会審査において委員からは、今回の工事規模がC等級に該当するにもかかわらず、A等級の業者を入札に参加させたのはなぜかとの質問が出されました。執行部の説明によりますと、発注基準により、今回の工事は設計金額約6,227万円でC等級に該当、また、指名基準で5社以上の入札に該当するので6業者を指名した。等級別ではAが2社、Bが1社、Cが3社であった。

また、篠栗町建設工事等競争入札参加指名基準（指名の特例）の「等級別区分の直近の上位または下位の等級に属する業者を指名することができる」に照らすと不適切であるとの意見については、指名審査委員会において、業者選考に当たり工事の履行、地域経済の振興を考慮し、等級を超えて選定したほうが、より効果が求められると判断できる場合には、基準を超えて指名するケースがあるという運用をしている。

また、町内業者育成の観点から、町内の業者で工事施工の能力があるにもかかわらず、入札参加指名基準を遵守すると町外の業者を選定せざるを得ないということになるため、特に町内の上位等級の業者の方がなかなか受注機会がないという状況が生じる。その観点から、今回、町内のA等級業者を入れた。

また、もう1社のA等級業者は当体育館の建設を行った業者で、建設後、間もなく発注した地盤隆起の調査を行っており現場の状況を熟知していることから、他の業者にない効果的な工事の施工が期待できるという観点から、担当課の意向も加味した上、参加させた。

この2業者については、ともにA等級であるが、このような理由により、指名審査委員会としては入札に参加させることに決定した。

土木工事の指名選考については、町内の土木業者に限り等級を二つ超えて指名できるという規定がある。今後、建設工事についても、町内業者を優先的に選考で

きる制度や、より効果が期待できる場合の制度について明文化していくことが重要と考える。

以上が執行部からの説明でした。

また、他の委員から、当時設計施工された業者を入れたのはよかったですのではないか。基準はあるにしろ、事案によってはかえてもいいのではないかなどの意見も出ました。

なお、入札の経過としては、2社が最低制限価格による入札で同額であったため、くじ引きによって落札業者が決定されております。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、賛成多数にて原案どおり可決いたしました。終わります。

○議長（今泉正敏君）　ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論がございますので、まずは反対討論からまいります。

反対討論のございます方。

4番、横山久義議員。

○4番（横山久義君）　議席番号4番の横山でございます。私は、本議案に反対の立場で意見を申し上げます。

本議案は、篠栗町社会体育館改修工事を請負金額5,166万円で株式会社淺沼組九州支店と契約締結するため、議会の議決を求められたものであります。

ところが、本工事の入札は、指名競争入札で行われたにもかかわらず、入札に参加する者の資格や指名基準及び発注基準を定めた要綱等を無視したやり方で実施され、明らかな_____違反であります。

要綱等では、建築工事のランクはAからEまでの5区分となっており、工事金額からこの工事はCランクの業者を基準に、町長が認める場合でも、その直近の上下のランク、つまりこの場合、B及びDランクの業者にしか入札の資格がありません。しかし、この工事の指名には資格がないAランクが2社含まれ、そのうちの1社が落札したことにより、地元業者の受注の機会が無残にも奪われた結果となっております。

同じような_____違反が平成22年度の北勢門小学校校舎増築工事でも起きており

ます。このケースでは、Cランクの通常の工事内容であったにもかかわらず、指名業者にCランクやDランクは一切含まれておりません。地元業者としてはBランクの1社が辛うじて指名されただけで、残りはすべて町外のAランクの業者で占められておりました。結果的に唯一の地元業者は失格扱いとなり、町外の業者が受注しております。

このように_____違反の入札が恒常化しており、その都度、地元業者の受注チャンスが失われているのが実情であります。町長の公約でありました地元業者育成の約束は、実は絵にかいたもちだったと言われても仕方ありません。また、_____違反の入札は、近々のうちに実施される入札指名にもあります。今回の入札は、町みずからが正当な入札を妨害した色合いが強く、到底、議会人として看過できるものではありません。したがいまして、本議案に断固反対いたします。

○議長（今泉正敏君） 次に、賛成討論を行います。

10番、阿高紀幸議員。

○10番（阿高紀幸君） 10番、阿高でございます。

議案第28号、工事請負契約の締結についての篠栗町社会体育館改修工事の指名競争入札の意義について、議員から、さきの本議会で、大綱質疑の中でこのように述べられておりました。

建築等級区分及び基準数字に当てはめますと、当然、C等級ランクに該当するが、今回の工事規模はC級に該当するにもかかわらず、A等級の業者を入札に参加させたのはなぜかという大綱質疑の発言でございました。

私は、議員の質疑を重く受けとめ、付託された文教厚生委員会の開催前に、私なりに慎重かつ公平に担当部署、財政課に意見、説明を求め、調査検証してまいりました。

まず、執行部の説明は、この工事はC等級ランクに該当し、指名基準で5社以上の入札に該当するので6業者を指名した。等級別では、A等級ランクの地元建設会社と昭和61年に当体育館の建設を行った建設会社の2社を指名委員会は入札に参加させた。そのほかにB等級ランク1社とC等級3社に決定したとの返答でございました。

また、設計金額はC等級ランクづけなのに、なぜA等級ランクの業者を入札に参加させたのかとの私の質問に対して執行部は、指名審査委員会において、業者選考に当たり地盤隆起の解消には高い技術力が必要であり、工事の履行、地域経済の潤い、地域振興を考慮し、A等級ランクの地元建設会社1社ともう1社が、A等級建

設会社は地元ではありませんが、当体育館の建設を施工し、建設後も発生した地盤隆起の地質調査を行っており、現場の状況を熟知しており、また建設当時の施工をした資料もあるので、他の業者にない効果的工事の施工が期待できるとの観点から、担当課の意見や意向を吟味した上、参加させたとの説明を受けました。

また、指名基準、指名の特例の等級別区分の直近の上位、また下位の等級に属する業者を指名することができるには、私は、当てはまってない不適当ではないかとの意見については、執行部の説明では、工事において等級を超えて業者を選定したほうが、よりよい効果が求められるとの判断ができる場合には、基準を超えて指名することができますという特例を適用したとの説明がありました。

また、今回、地元町内のA等級業者の入札を入れたのは、公平性はもちろん、町内業者育成と入札参加指名基準を遵守すれば町外業者を選定せざるを得ないことや、町内の上位等級ランク業者が受注機会がない状況を生むことを考えれば、公平に考慮したことありました。結果的にはこの入札は同額のため、くじ引きで町内地元業者が入札できなかつたが、この意義は大いにあったと思います。

確かに、地元業者優先で受注させるということは、我々町民も議会のほうも、それは確かにいいことあります。だけども、今、篠栗町の財源状態からしますと、やはり安い単価で大きな仕事ができる、そのようなやり方をやっていかなきやならないと私は思います。

それに私は、余談になりますが、今回の検証において非常に変化を感じました。この三浦町政になって、一般の職員、執行部の方たちの答弁、説明、今までトップに遠慮がちで言葉の萎縮を感じられておりましたが、今回のいろいろな質問に対しての発言が堂々としたものでございます。そして、職場が明るくなっています。これは三浦町長が進めてある職員の意識改革が、及第点ではございませんが、徐々に浸透しているんじゃないかなと私は感じました。職員の意識改革が、これから先、徐々にではありますが、どんどん進歩していくことを私は願っております。

議員の皆さんも、このごろどう思われます。私は、本当に今、篠栗町の職場は明るくなったと思っております。だから、これから先も変化を求めていかなきやならない。

これは余談になりましたが、その変化について、今後の課題としまして、指名選考について、土木工事の指名が等級を二つ超えてよいとなっておりますが、建築工事においても、その時代の流れや経済動向、また公共投資のオーバー現象や地元の発展や振興のニーズに合わせられる透明性のある制度について、見直しや検討をす

る時期が来ていると私は思っております。

以上、慎重に調査し、検討しましたが、今回の競争入札参加指名基準を超えての指名審査委員会の決定は、法令の順応性を合致するのであると私は思っております。特に、特例にある金額にかかる高度の技術をもって施工する必要があるときの項目に私は当てはまると思います。

以上のとおり、公平かつ適正な執行を図っていると判断し、社会体育館改修工事の契約の締結に賛成するものであります。

最後に、社会体育館を利用してある小中学生や校区の一般の人たちの苦情の心情を考え、早く工事を着工してもらいたいという私の願いでございます。

終わります。

○議長（今泉正敏君） 次は反対討論のございます方。

○12番（荒牧泰範君） 12番、荒牧です。

一言だけ意見を述べさせていただきます。

今、るる細かな話もあっておりますが、地方自治法に定める議会の使命というのは、執行部、町長より提案された予算及び条例を可決すること、そして、その可決されたものが適正に予算執行されているか、また条例が守られているか、これだけが使命でございます。よく町民の代弁者だとか、そういうことは地方自治法には何も載っておりません。これのみが使命でございます。ただ、その使命からしてみると、要綱なり規則、規程というのは、可決して成立した条例を守らんがためにつくつてある要綱、規則、規程、これを一指名委員会が飛び越えることができるという判断そのものが大間違いだと思いますので、この場合、明らかに_____違反に当たると私は思いますので、反対いたします。

終わります。

○議長（今泉正敏君） 次に、賛成討論のある方。

次に、反対討論のございます方、ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 賛成多数と認めます。

よって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第29号、福岡県介護保険広域連合規約の変更についてを議題と

いたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤百合子君）　御報告いたします。

議案第29号

福岡県介護保険広域連合規約の変更について

本議案は、外国人登録制度が廃止されることに伴い、福岡県介護保険広域連合規約を変更する必要が生じたため、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求められたものであります。

規約変更の内容は、別表第3（第18条関係）の備考1及び備考2中「及び外国人登録原票」を削るもので、平成24年7月9日から施行するものであります。

改正後の規約については、平成25年度以降の年度分の負担金から適用するものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

終わります。

○議長（今泉正敏君）　ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本件に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君）　全員賛成と認めます。

よって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第30号、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤百合子君）

議案第30号

福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

本議案は、住民基本台帳法の一部改正に伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合に対し構成市町村が負担する共通経費の人口割に係る規定を改めるため、福岡県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求められたものであります。

規約変更の内容は、別表第3の備考2中「及び外国人登録法第4条に規定する外国人登録原票に登録された者の数を合算して得た数」を削るもので、平成24年7月9日から施行するものであります。

改正後の規約については、平成25年度以降の年度分の共通経費の人口割について適用するものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

終わります。

○議長（今泉正敏君）　ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本件に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君）　全員賛成と認めます。

よって、議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第31号、平成24年度篠栗町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案は、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

大楠委員長。

○予算審査特別委員会委員長（大楠英志君）

議案第31号

平成24年度篠栗町一般会計補正予算（第1号）について

本議案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ184万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億231万4,000円とするものであります。

歳出の主なものは、教育費において、コミュニティ助成事業補助金190万円の増額、繰出金において、国民健康保険特別会計に185万3,000円の増額及び後期高齢者医療特別会計に340万3,000円の減額、その他人事異動に伴う人件費の補正で149万3,000円を増額するものであります。

歳入につきましては、諸収入においてコミュニティ助成事業190万円の増額、地方交付税のうち普通交付税につきましては5万7,000円を減額補正するものであります。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において慎重な審査がなされていますので、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長（今泉正敏君）　ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本件に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君）　全員賛成と認めます。

よって、議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第32号、平成24年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案も、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

大楠委員長。

○予算審査特別委員会委員長（大楠英志君）

議案第32号

平成24年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

本議案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ185万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億1,619万5,000円とするものであります。

補正予算の内容は、人事異動に伴う人件費の補正であります。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において慎重な審査がなされていますので、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長（今泉正敏君）　ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君）　全員賛成と認めます。

よって、議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第33号、平成24年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案も、予算審査当委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

大楠委員長。

○予算審査特別委員会委員長（大楠英志君）

議案第33号

平成24年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

本議案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 340万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3億4,106万6,000円とするものであります。

補正予算の内容は、人事異動に伴う人件費の補正であります。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において慎重な審査がなされていますので、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

○議長（今泉正敏君）　ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君）　全員賛成と認めます。

よって、議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第34号、平成24年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案も、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

大楠委員長。

○予算審査特別委員会委員長（大楠英志君）

議案第34号

平成24年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正

予算（第1号）について

本議案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 102万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8億6,218万6,000円とするものであります。

補正予算の内容は、人事異動に伴う人件費の補正であります。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において慎重な審査がなされていますので、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

○議長（今泉正敏君）　ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君）　全員賛成と認めます。

よって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第35号、平成24年度篠栗町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案も、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

大楠委員長。

○予算審査特別委員会委員長（大楠英志君）

議案第35号

平成24年度篠栗町水道事業会計補正予算（第1号）につ

いて

本議案は、既決の予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額から人事異動に伴う人件費169万5,000円を減額し、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ4億8,865万円とするものであります。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において慎重な審査がなされていますので、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長（今泉正敏君）　ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君）　全員賛成と認めます。

よって、議案第35号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、意見書案第1号、北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書を議題といたします。

本案は、議員全員による発議ですので、直ちに採決を行います。

お諮りします。

意見書案第1号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君）　異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第15、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

総務建設・文教厚生両委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があつております。

お諮りいたします。

総務建設・文教厚生両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君）　異議なしと認めます。

よって、総務建設・文教厚生両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで招集日に配付しておりました各常任委員会の閉会中の調査結果について質疑等があればお受けいたします。

質疑ございますか。

12番、荒牧議員。

○12番（荒牧泰範君） 文厚厚生委員長にお尋ねしたいんですが、篠栗町における学童保育時間延長を求める要望書という形で提出されておりますが、当然、住民の方、提出者からしてみると、議会に対する陳情、請願の意味合いを込めていると思うんですが、文教厚生委員長が受けられるというように、その轍が踏まれてあったのかなかったのか確認されたのかと、委員会として受けとるんで、当然、要望書であって、町民の方はこうしていただきたい、この旨を執行部に伝えていただきたいというのが要望書であって、まとめを見ても採択でもないし不採択でもないし、勉強していく。これでは要望書に対する委員会としての答えになってないと思うんです。その2点、ちょっとお答えいただけますか。

○議長（今泉正敏君） 後藤委員長、どうぞ。

○文教厚生委員長（後藤百合子君） 轄を踏むとか踏まないとかというよりも、この要望書は議会と執行部のほうに出されておりましたので、当委員会といたしましては、このことについてみんなで調査をしようということで、出された方々もお呼びして5回の会合を開きました。

そこら辺のところはいろいろあったんですけども、かいづまんと言えば、学童保育の申し込みが、従前からも大体、待機児童が出ているということもあったし、今のライフワークバランスというか、そういうことにかんがみても、やっぱり保育に預ける人たちの需要がものすごく高くなつて、やはり6時までということは帰り着かないという問題も生じると同時に、当委員会としてみたら、やっぱり保護者の要望にも答えるたいという気持ちもあるけれども、お母さんたちも努力してほしいという気持ちもありました。しかし、最初から延長保育ありきという考えではやっておりません。

しっかりと皆さんと検討した結果、こういう御時世でもあるし、また学童保育は待機児童が出ている。学童保育を広くするとかいうことは、財政上、考えられないことでもありますから、そこら辺のところは皆さんで慎重に協議して、何とかこたえていきたいという考え方で、その要望書が1,000人の署名があったとしても、ごくわずかな件数かもしれないけれども、そこら辺は慎重に審議したものであります。

○議長（今泉正敏君） 審議内容ではなくして、いわゆる受け付け方のことと、それは先ほど執行部と両方に出了ということで、ある程度はそういう説明をされましたか、それとご返事はどうだったかという。

○文教厚生委員長（後藤百合子君） じゃあさきの問題で、まずこの要望書をいただいたときは、議会からそれは議会の常任委員会で皆さんと協議してくれということを受けて、先ほど申しましたように審査をしてきました。最後のほうの伝え方ということになると、今回の6月の定例会が終わって、議会広報のほうに載せようということを委員会で決めております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） その説明ではなくして、今の質問に対する答弁をされないと、質問議員は当事者に対してのどのようなお伝え方をされたのかということで、現在していないのであれば、まだしてないということだけでいいと思います。

○文教厚生委員長（後藤百合子君） 要望書をお届けになった方に対しては、議会事務局のほうにお電話があったということをお聞きしているので、委員会としては伝えておりません。

○議長（今泉正敏君） 正式にまだ当事者には伝わってないということですね。

○文教厚生委員長（後藤百合子君） はい。

○議長（今泉正敏君） 荒牧議員、どうぞ。

○12番（荒牧泰範君） 浄みません、僕も事務局に聞けばわかるでしょう。これが陳情扱いなのか請願扱いなのか重さも違ってきますし、もしその扱いがされてないとすれば、当然、委員長が受けられるときに、提出者に対してそういう法的な轍を踏まなくちゃいけないんだよと教えなくちゃ一般の町民の方はわからんと思うんです。ですから、それをやられたのか、やられてないのか。

それと、執行部には出してあります。これはあくまで議会に求められたものであって、まとめの中で財政的に厳しいから云々という、これは執行部の問題でありまして、議会、委員会としては、提出者の意見が採択に値するものか、値しないものか、その判断をして返すのが委員会の仕事だらうと思いますので、これをそのまま返すことというのは、私自身としては委員長にもう一度委員会を開いて、きれいに議会の意思を表明して伝えていただきたいと思うんですが、そのあたりをどうお考えか、お尋ねいたします。

○議長（今泉正敏君） 後藤委員長、どうぞ。

○文教厚生委員長（後藤百合子君） 閉会中の調査はまだ終わってはおりません。だけど経過の途中ですけど、広報には載せようと思っております。これはまだ続きます。

○議長（今泉正敏君） 委員長に今、要望として荒牧議員からは、そういった委員会

の協議をしてほしいというふうな要望でいいですか。そういうことが依頼されておりますので、それを受けられるかどうかを今、答弁されればいいと思います。

○文教厚生委員長（後藤百合子君） 要望は受けていきたいと思っています。

○議長（今泉正敏君） じゃあそういったまとめ方をしてほしいという要望の形でよろしいですか。

12番、荒牧議員。

○12番（荒牧泰範君） 議会において議長のもとで配付されている。これはまとめの中で文教厚生委員会が終了したまで書いてあって、今、終了していませんなんて言われても困るので、これは回収していただいて、もう一度強く再度、採択なのか不採択なのかという意見を提出者に戻せるように審議をしていただきますよう強く要望して終わります。

○議長（今泉正敏君） ほかに質疑ございますか。

質疑がないようですので、各常任委員会の閉会中の調査結果についての質疑を終わります。

次に、お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会かの日程はすべて終了いたしました。

ここで町長、何か発言することがありましたら許可をいたします。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） 平成24年第2回定例会の閉会に当たりまして、ごあいさつ申し上げます。

長期間にわたる討議、まことにありがとうございました。

専決処分の承認3件、条例の制定2件、工事請負契約の提携について1件、規約の変更2件、補正予算5件の上程いたしました13議案すべてについて可決いただきましたことに感謝いたします。

可決いただいた議案の中で議案第28号、工事請負契約の締結についてでありま

ですが、この議案は地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めたものでございます。

御承知のように、第96条は、普通公共団体の議会は、次に掲げる事件について議決しなければならないとして15の項目が掲げられておりますが、5号は、その種類及び金額について政令で定める基準に従い、条例で定める契約を締結することとなっております。つまり種類、すなわち工事請負であること、契約金額5,000万円以上の契約であることなど、地方自治法第96条第1項第5号の規定に該当するため議会の議決を求めたものであります。

当然、議案は議員必携にあるとおり契約の目的、相手方、契約の方法、金額等を記載した契約議案を議会に提出して議決を求めたものであります。議会はその項目について内容を審議いただくわけでございますが、先ほどの討論を聞いておりますと、執行部が議会に求めている議決すべき事項、すなわち契約の相手方が契約の目的に沿った工事を施工可能かどうかという判断を求めることが私は理解しておりますが、それとは関係のない指名審査基準等に言及した意見となっている気がいたしました。今後の地方自治法第96条第1項第5号に該当する契約議案にもかかわってくる問題でございますので、また場を変えて執行部等を交えてこの件については論議していく。この件といいますのは、指名審査基準等々についてでございますが、論議していく事項ではないかと考えております。

さて、議会における諸情勢報告の中で紹介したことでもございます総務省自治財政局長の椎川 忍氏著の「緑の分権改革」、あるものを生かす地域創造の中に、現在の文明は遠からず終えんを迎えるに、その後に新しい文明が創造され、それによって人間の新たな発展の道が開けるという考え方方が世界じゅうでかなり一般化しつつあると書かれています。つまり最新の経済理論と言われて久しい「新自由主義」の主張の中心をなしてきた他者より優位に立っている分野や大きな経済集積がある地域を核として、そこに集中投資や資源の集中投下をすることにより経済のパイを拡大し、その結果、その他の分野や周辺地域にも波及効果、つまりおこぼれが滴り落ちて、国全体の経済が底上げされ発展していくことが望ましいという考え方、これをトリクルダウンモデルといいますが、この考え方から持続可能性と格差の縮小を重視するとともに、個々の地域や1人1人の人間を大切にし、それらを活性化することにより、あらゆる地域において富が大地から沸き上がってくるような経済社会構造への転換をしていくというものであります。これは大変大きなパラダイムシフト、つまり価値観の大転換であります。こうした考え方方は、安定的低成長、人口減少、少

子高齢、資源枯渇といった問題を抱える時代の国家国民ビジョンとなるべきものであり、また来るべき次の文明を解きあかすキーワードにもなるものであります。

一般質問でのやりとりの中でも、将来の人口構成について御意見をいただきましたが、どうあがいても現在の3世代、つまり0～14歳、15～64歳、65歳以上という人口構成を維持していくことは不可能でありますし、少子高齢化の波の中で努力を積み重ねても、必ず変化を最小限は受け入れていかなければなりません。

そうした中で、いち早く他の要素も踏まえたパラダイムシフトを読み取り、来るべき新しい文明社会が日本の原風景を持った我が町篠栗町のような農山漁村文明の再生により生まれてくるに違いないと私は確信を持つのであります。

「今さえよければいい」から「持続可能性を重視」へ、「人間さえよければいい」から「人間も自然の一員であり多様な生物種の一つである」という考え方へ、「自分さえよければいい」から「利他之心、公共心、他者との共存、社会貢献」へ、「自然は人間に奉仕するもの」から「人間も自然に生かされている」という考え方へ、「経済物質的な豊さ、お金だけが重要」から「環境、幸福感、誇りなども重視」する社会へ、「市場原理優先」から、「きずなや関係性における生産や消費を重視」へ、「競争社会」から「共存社会」へ、こうした社会の実現に向けて、今、私たちは一歩を踏み出さなければならないものだと考えております。それがあるものを生かす地域力創造としての緑の分権改革であります。

私は、こうした文明の転換点であることをしっかりと政策の基礎部分に置きながら、21世紀前半を乗り越えていかなければならないと考えます。そして、この考えをベースに、我が町の人口問題、産業振興、財政運営、環境・健康・観光を柱にした循環型社会の実現と農業の6次産業化などに取り組んでいかなければならないと考えているものであります。

私は、決して野心家ではありません。しかし、現在の文明の転換点とも言えるこの時代において、道を外さず、持続可能な篠栗町の個性を創造するために、そして、それが篠栗町民の幸せにつながるものだということを信じて、そのために精いっぱいの努力をするのがこの時代の転換期を任せられた自分の役目であると信じて、3期目の挑戦を決意いたしました。

自分たちの町のまちづくりは自分たちの手でという自治意識による行動と結果の積み重ねとしての未来に続く持続可能なまちづくり、そのために、そしてまた住民の皆さんのが主体性を持ってまちづくりに汗をかき、その行動と結果にみずから喜びを感じる意識の創造としての新しい公共の実現のために、しっかりと頑張ってまい

りたいと考えております。今後、具体的な政策を公表し、町民の皆様に訴えてまいります。本日午後、正式に出馬表明をマスコミに発表いたします。

閉会に際しまして私の思いをお話しうる時間をいただきましたことに心から感謝いたします。

以上で、平成24年第2回定例会の閉会のあいさつといたします。

長期間どうもありがとうございました。

○議長（今泉正敏君） 本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成24年第2回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時02分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

今泉 正敏

篠栗町議会議員

松田 國守

篠栗町議会議員

阿高 紀幸